

臨床獣医師から見た

養鶏業界 72

(株)ピーピーキューシー研究所 加藤宏光

LPAIの脅威

養鶏業界で鳥インフルエンザといえば、もっぱらHPAIに注目します。しかし、茨城県で発覚したLPAIは、ある意味で人がつくった脅威といえる側面があります。

茨城県の広範囲に拡散していたLPAI症例では、LPAIだからこそ、これだけ広範囲に広がるまで分かりませんでした。著者の得ている情報によれば、抗体陽性の鶏群でも産卵成績に乱れがなかったものが多かったようです（とはいっても、1月号で述べたように呼吸器症状や産卵低下でIBを疑ったものもありました。……コラム1）。

茨城県のLPAI症例がこれほど広がったのは、LPAIであり病原性が無視できるほどに軽かったことから、多くの生産者はそれほどの問題と思わずに日常管理をしていたと思われる。実際に拡散の状況を確認するために現地調査を実施した感染ルート究明チームのリーダーであ

《コラム1》

【LPAIと一般的な鳥インフルエンザの病原性】

LPAI (H5、H7亜型で致死率の低いもの) や一般的な鳥インフルエンザでは、病原性は軽いか無視できる程度です。例えば韓国では既にワクチンが市販されているH9亜型鳥インフルエンザは、育成期間に感染した場合には軽い呼吸器症状を示すのみで、その後、成績に問題はありませぬ。産卵している成鶏に発生すると、産卵が数～15%程度低下し呼吸器症状を示すといえます。この程度であれば、IBと同等度の病原性です。しかし、これが余病を持っていると豹変します。致死率が、ときに40～60%にも及びます。これがLPAIや一般的な鳥インフルエンザの姿ですが、淘汰の対象となっているのは、病原性のためではありません。あくまで、人一人の感染パターンをとる流行病として世界に広がるリスクを憂慮するからです。2011年3月に改正された鳥インフルエンザの取り扱いで、従来、高病原性鳥インフルエンザの弱毒型という回りくどい表現をしていたのも、この点の誤解を避けるためだったでしょう。

従来LPAIと呼ばれたH5やH7亜型以外の鳥インフルエンザウイルスは、一般的な鳥インフルエンザとして届け出対象とされ、LPAIで抗体を検出できるもののウイルスが分離できない群については監視対象とされました。この点は茨城の事例に習い、理論的に時系的な整合性がとられています。

った、北海道大学の喜田宏教授は「燃え広がった後の草原を見るようだ。そこかしこに小さな炎は見えるが、既に大部分のエリアでは燃え尽きているかのよう」に思える」といった意味の発言をされていました。言い換えれば、気づかぬうちにAIウイルスの炎は随分前に（多分最初の摘発例から半年以上前に）燃え上がり、気づいたときには広範囲の焼け野原をつくり上げていたということです。

何がウイルス伝播の要因であったかを著者なりに考察すれば、感染鶏の移動もさることながら、この地域に特産の葉野菜への生ふん散布に注目せざるを得ません。鶏ふんを生そのまま葉野菜へ施肥すれば、この地域特有の風に巻き上げられたウイルスが、瞬間間にこちらに飛び散ることになります。HPAIでは起こる可能性の少ないこういった形態の伝播方法を考えると、本来病原性の低いLPAIが人

表1 2005年に茨城県で確認されたLPAI症例への行政の措置概念

発生当初2005年6月26日 発生農場全淘汰	大規模農場発生後 2005年8～12月
2006年1月26日以降 オープン鶏舎もウインドウレス 鶏舎と同様に扱うように変更 (衛生管理が十分であると判断 されるケースについて)	ウインドウレスタイプ ・ウイルス分離(陰性) 検査下でGP処理卵出荷OK (ウイルス分離・抗体検査を隔週で実 施のこと) ・ウイルス分離(陽性) ①陽性鶏舎のみ淘汰 (1鶏舎を1農場と判断) ②検査下でGP処理卵出荷OK オープン鶏舎 ・ウイルスが分離された段階で淘汰 (2006年1月から)

《コラム2》

【例外措置】

茨城県で起きた一連のLPAI騒動で、「例外措置」という概念が生まれま
した。

本来は、設定された検査エリアから出荷することができない卵を、安
全性が確保できると認定できたGPからは出荷してもよいというもので、
「これはあくまで例外ですよ!」という処理です。あらかじめ家畜保健
所に申し出て所定の検査を実施した結果そのGPにおける洗卵とパッキン
グ工程で十分に製品が清浄化できると認定してもらう必要があります。

この予備検査で例外措置が適用できると、認定されているGPでは、万
が一の際に敷地(エリア)内の原料卵でパック製品加工と出荷ができま
す。これまでは、それでも事態発生から出荷まで3日はかかっていまし
たが、昨年の千葉での発生に際し、リアルタイムPCR法を応用して1日
(実際には8時間と聞きました)でウイルスの存在を否定し出荷にこぎ
つけられる前例ができました。ここへこぎつけられた当事者のご努力に
大いに敬意を払いたいと思います。

例外措置で得られ
る最大のメリットは

例外措置の
メリットと
デメリット

に示しました。当初
大規模でウインドウ
レス鶏舎に適用され
た例外措置も200
6年1月にオープン
鶏舎であっても、ウ
インドウレス鶏舎と
同様にシステム化さ
れているものに関し
ては例外措置を適用
し、理論的な整合性
がとられました。

鶏ふんは使用するエサと同じ重量
分が毎日排泄されますから、農場敷
地内にコンポストがない場合には身
動きがとれなくなります(コラム3)。

例外措置によって卵の確保ができ
ることでブランド維持ができます。
ですので、とりあえず切り抜けた後
に迫られるのが、鶏ふんの処理と廃
鶏の処分方法です。

しかし、特殊なブランド卵をもつ
て市場のシェアを確保し、リピータ
ーの要望に応えることで付加価値を
維持している生産者にとっては、た
とえ補償が当座の穴を埋めてくれた
としても、再建するのに大きな努力
を要求されます。

の概念によって殺処分せねばならな
い鶏病として生まれてくる特有の恐
ろしさが身に滲みてきます。
茨城県のケースで、ウインドウレ
ス鶏舎のように鶏舎ごとに独立性が
高い(と行政が評価した)システム
では、抗体を有してもウイルスが分
離できない群に関しては監視措置が
とられました(定期的な分離試験で

ウイルスが採れた場合には即殺処分
されます。この方針が今回も活かさ
れていることはコラム1に述べました。
ウイルスが排泄されないと判断され
た鶏群の卵は市販することも認めら
れています。
そのためには、同一敷地内でパッ
キング処理され、この工程で十分に
ウイルスが消毒できると認知されな

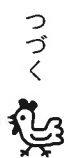
ければなりません。つまり、原料卵
を農場外へ搬出するのはウイルスを
運び出す可能性があり禁止、原料卵
表面を十分に消毒できる設備をもつ
GPでパック処理されれば卵は安全
だから出荷OKとされるわけです。
この決断は諸外国に比べて曖昧です
(コラム2)。

《迅速な出荷再開》です。今日の市
場獲得競争で大きな武器は特殊性を
強調したブランド卵です。それぞ
れの生産者が自分で開発したノウハウ
をもって、ブランドを市場に定着さ
せ、生き残りの作戦を立てています。
通常卵や原料卵で生き残る前提の生
産者にとっては、十分な補償と代替
えの卵さえ確保できる互助ネットワ
ークがあれば、AI事故でも生き残
りの戦略を立てやすいものです。

HPAIとLPAI

今までHPAIと一括分類されていた鳥インフルエンザがHPAIとLPAIという2種類に分割されました。つまりHPAIの弱毒タイプという表現からLPAIと呼ばれるようになったわけです。LPAIは弱毒AIですから「大した鶏病ではない」と理解したくなります。

「大した鶏病ではないから、大したことではない」と受け止めると大変です。経営に、先に述べた重大な影響を与える点はHPAIにも勝るのです。しかし、LPAIに対しての防疫体制が十分だとはいえないのが現在の業界であることも事実です。昨年11月に松江で分離されたAIウイルスはH5N2亜型であり、LPAIウイルスでした。このことは、大きな話題とならないまま、ほとんど忘れられようとしています。慣れによる怖さを肌で感じたいものです。



《コラム3》

【鶏ふんが出せない】

現在、原発事故で福島県下の農業全体が大きなハンディキャップを背負わされています。放射能汚染により出荷ができないケースを最悪として、出荷風評被害によって市場を失うこと、何とか出荷はできても値段がべらぼうに安いことなど、作物・製品の流通に深刻な問題を抱えていることに加え、畜産業界では家畜の排泄物の処理に困惑しています。

そうでなくても高齢化が進み後継者不足に農業基盤を揺るがされている中で、原発事故によるショックを機会に廃業を真剣に検討している米や野菜などの農家は多数います。現在何らかの補償を受けている農業者は、補償を受けられるだけ受けて廃業するのがベストと出てくるのです。

これらの農地へコンポストをスキ込み、うない込むことで排泄物を処理している畜産産業にとって、排泄物の受け皿である農地がなくなることは経営維持に深刻な影響を与えます。

このような間接的な悪影響に対して行政はどのように方向性を見いだすのでしょうか？

が受け入れるかどうかという問題から、結局は全部焼却処理せざるを得ないという結果になりました。この前例をもとに考えれば、老鶏を肉用に出荷することは困難でしょう。2005年の茨城県の事例では、業界

発以来半年も経つと、当然老鶏の処分問題が生じ、先に述べた業界のジレンマで二進も三進もいかない状況に陥りました。当時は結局行政の処分により、数カ所の産業廃棄物処理場で焼却処分されてケリが付きましました。最初の京都事例で埋却したモノでは処分した鶏がミイラ化し、恐れていた公害問題が避けられることが確認されたこともあって、現在では多くのAI事例で埋却処分されます。養鶏経営者には、万が一のAI発生に際して殺処分後の埋却用地を確保することを求められた方も多いでしょう。

また、ある程度飼育した鶏は廃鶏として処理しなければなりません。茨城県のケースでは、抗体陽性の鶏群に対してウイルスを排泄できない群に関しては廃鶏出荷ができるよう行政は方向を定めました。しかし、

の強い意見もあってか、ウイルスが検出できない鶏群はウインドウレス鶏舎（のちに、もしくはそれに準じる管理システムが確認できる場合オープン鶏舎でも適用とされました）では監視措置となりました。

H5N2・LPAI感染の履歴がある鶏群を肉用として廃鶏処理した業者には、その後の出荷を控えるという生産者が出たこと、鳥インフルエンザ感染履歴をもつ鶏の肉を消費者

それらの鶏群の卵は域内、多くは当該農場内にあるGPで洗卵・パック処理され、流通にのせることができるようになりました。

しかし、6月のLPAI陽性例摘

これらも大きな障害です。